

# 変更理由書

案件名 : 令和7年度 清水港袖師地区岸壁(-12m)改良工事

受注者 : 鈴与建設株式会社

本工事は、令和7年10月20日付で鈴与建設株式会社と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

- 設計図書の誤謬  
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 構造物撤去工、上部工、舗装工の数量変更  
(適用条文:工事請負契約書第18条、工事請負契約書第19条)
- 既設係船柱撤去に伴う飛散防止対策費の追加  
(適用条文:工事請負契約書第18条、特記仕様書7-3(2))
- コンクリート取壊し範囲の拡大  
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 防舷材の撤去工、取付工の追加  
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 係船柱復旧に伴う費用の追加  
(適用条文:工事請負契約書第18条)
- 排水誘導路溝の施工の追加  
(適用条文:工事請負契約書第19条)
- 試行工事(快適トイレ・遠隔臨場)の精査  
(適用条文:特記仕様書8-1-29、特記仕様書8-1-32)